

ナンバープレートのあり方の方向性（中間とりまとめ）

平成24年3月26日
ナンバープレートのあり方に関する懇談会

1. 背景

我が国においては、戦後、自動車社会が飛躍的に発展し、今や自動車は日常生活において不可欠の存在となっているところ、我が国の自動車保有台数は、平成23年12月末現在で7,900万台を超えている（うち、登録自動車の台数は、約4,800万台。）。

こうした中で、その半数以上を占める登録自動車のナンバープレートは、個々の自動車を特定し、対外的に所有権を公証するためのツールとして大きな役割を担い、自動車の登録制度の根幹をなしている。

この登録自動車のナンバープレートは、昭和26年の道路運送車両法制定時を原点としているが、その後、特定の番号を取得したいというニーズが高まっていたことを背景とした「希望ナンバー制」の導入、地域振興や観光振興等の観点からの新たな地域名表示のナンバープレート（いわゆる「ご当地ナンバー」）の導入等、逐次その見直しを行い、社会的ニーズに対応してきたところである。

しかしながら、全国各地からの「ご当地ナンバー」の追加の強い要望をはじめ、ナンバープレートのデザインや表示内容に係る国民の価値観のさらなる多様化、ナンバープレート情報の活用技術の進歩によるナンバープレートの社会的機能の多様化・高度化の可能性の拡大等、ナンバープレートを巡る環境は、近年においても大きく変化してきている。

こうした社会情勢を踏まえ、我が国の社会に深く浸透した登録自動車のナンバープレートの新たな方向性について、本懇談会では、既存制度の抜本的な見直しも視野に入れた議論を進めてきたところである。今回は、これまでの懇談会での議論を踏まえ、登録自動車のナンバープレートを巡る様々な課題のうち、特に国民的な関心が高い表示内容等のあり方について、本懇談会における現段階での検討状況を示すこととした。

2. 基本的考え方と方向性

(1) 視点

① ナンバープレートに求められる機能・役割

ナンバープレートは、その本来の機能として、取付けを義務付けている道路運送車両法が意図している本来の役割に加え、自動車の保管場所の確保等に関する法律(車庫法)等の他法令の要請により自動車の登録手続の機会に確認することとされている手続が履行されていることを推定させる役割の2つの側面がある。すなわち、ナンバープレートが取り付けられていること自体により、保安基準に適合することを前提に登録を受けた車両であって、運行の用に供することを許容されているものであることが確認できることはもとより、登録時に求められる自動車保管場所証明の取得等の各種の行政手続を履行していることを推定させる役割を担っている。

さらに、ナンバープレートは、個々の表示内容等を認識することによる副次的機能として、登録自動車のナンバープレートの表示内容等から、自動車の車種等の識別はもとより、同一のナンバープレートは存在し得ないという一意性によって、一台の車両を特定することが可能となっており、これを前提に様々な場面でナンバープレートが利用され、健全な社会を支える役割と、多様な価値観等を背景として、地域名の表示や特定の番号の取得を通じて果されるその他の役割の2つの側面がある。

このように、ナンバープレートは、多様な役割を担っているところであるが、東日本大震災発生以降、地域の絆や地域振興の必要性が益々高まりを見せている状況であるとともに、国民の価値観が多様化する中で、より豊かな「クルマ社会」を実現する上では、ナンバープレートが社会に果たすべき役割として、行政上の必要性や社会の健全性の確保に係る役割を主眼に置きつつも、地域に対する愛着の醸成や個人のアイデンティティーの表現の手段としての役割を積極的に捉え、ナンバープレート施策の新たな展開を図るべきである。

<ナンバープレートの機能>

○本来の機能

ナンバープレートが取り付けられていること自体によって発揮される機能

(1) 道路運送車両法上の本来の機能

- ① 自動車登録の外形的表示
- ② 登録時の保安基準適合性の表示

(2) 車庫法等の他法令を根拠とする手続も履行されていることを推定させる役割

自動車の登録の時点で、以下の手続が履行されていることの推定

- ① 自動車保管場所証明
- ② 自動車損害賠償責任保険契約の締結
- ③ 自動車重量税の納付

○副次的機能

ナンバープレートの個々の表示内容等の認識によって発揮される機能

- (1) 健全な社会を支える役割
 - ① 有料道路や駐車場での車両管理
 - ② バス、タクシー等営業類似行為の防止
 - ③ 交通取締り・犯罪捜査等
- (2) その他の役割
 - ① 地域に対する愛着の醸成
 - ② 個人のアイデンティティーの表現

② ナンバープレートに求められる表示項目

ナンバープレートにおいては、それが取り付けられた個々の車両の特定を可能とするために、①地域名、②分類番号、③平仮名等、④一連指定番号の4つの事項を表示しているところ、これらの組み合わせがひとつの登録番号を構成し、同一の登録番号は存在し得ないという性質を有しており、これがひとつでも欠ければ車両を特定することはできない。こうした性質を前提として、例えば、有料道路や駐車場での車両管理、交通取り締まり・犯罪捜査等に当たっての車両識別のための重要なツールとなっているなど、様々な社会システムが構築されているとともに、多くの国民も慣れ親しんだものとして、これら4つの事項の表示が永年にわたり社会に深く浸透している。

<ナンバープレートの表示項目>

- (1) 地域名

自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合には、当該自動車検査登録事務所）を表示する文字
- (2) 分類番号

自動車の種別及び用途による分類を表示する三けた以下のアラビア数字
- (3) 平仮名等

自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字
- (4) 一連指定番号

四けた以下のアラビア数字

一方、ナンバープレートに表示している4つの事項のうち、具体的表示内容そのものが自動車の種別や用途を判別する上での不可欠の要素となっている「分類番号」や「平仮名等」と、あくまでも車両特定のための要素としての意味合いが強い「地域名」表示や「一連指定番号」とでは、その性質を異にしている。

特に、「分類番号」にあつては、表示している2桁か3桁の数字のうち先頭のものについて、普通自動車か小型自動車かの別等が直ちに識別できるように一定の意味付けがなされているところ、これが様々な社会システムで利用されていること等を前提とした上で新たなナンバープレートのあり方を考えなければ、いたずらに社会的なコスト負担を強いることとなるおそれがある。

また、「平仮名等」についても、例えば、「れ」と「わ」はレンタカーを表す等、一定のグループに分けられた上で、それぞれに意味付けがなされており、「分類番号」ほどではないものの、表示方式を変更した場合にも何らかの影響が発生することが想定される。一方で、自動車ユーザーの立場からは、「平仮名等」は便宜的に割り振られているものという意識も強く、それほどのごたごたはないと思われるような側面があるのも事実であり、「平仮名等」の表示を変更することにあまり抵抗感はないのではと考えられる。

他方、「地域名」については、使用の本拠の位置を表示しているという点で、「分類番号」や「平仮名等」と同様に一定の意味付けがなされているものであるものの、原則として国土交通省の運輸支局等の管轄区域で区分されている。これは、登録情報を紙の原簿によって管理していた時代に、どこで登録されているのかを識別できるという行政運営上の必要性によって漢字・ひらがなによる表示事項とされたものである。車両の使用の本拠の地域名については、何らかの形で表示されるべきであるとの社会ニーズがある一方で、オンラインのシステムで登録情報を全国的に一元管理している現状においては、これを漢字・ひらがなによる具体的な地名表示ではなく別の形の表示内容に置き換えたとしても、他の表示事項と一体となって車両の特定という目的が達成できる限りにおいては、国が登録情報を管理する上での大きな支障はないのではないかと考えられる。ただし、具体的な意味を持たない文字の配列への変更は、具体的な地名による場合に比べ、視認性・記憶性の面で劣ることになる点に留意が必要である。

また、「一連指定番号」については、あくまでも車両の特定のために個々の自動車に割り振られた1～4桁の数字であり、その数字そのものは何らの意味を有するものではなく、これも「地域名」と同様に他の表示内容に置き換えることも考えられるが、この「一連指定番号」に数字以外の文字まで入れることとすると、組み合わせが複雑化し、登録情報の管理が煩雑になるばかりか、かえって視認性・記憶性の面でマイナスの影響を及ぼすおそれもある。

なお、人流・物流分野におけるシームレス化の一環として、将来的には、シングルナンバー（条約等の国際間の取り決めに基づき、自国のナンバープレートを装着したままで他国の道路を走行できるようにすること）による車両の国際相互乗り入れが行われることも想定されるところ、ナンバープレートにおける「平仮名等」及び「地域名」の表示をアルファベット又は数字に置き換えることで、海外でも識別が容易となるという側面もある。

こうした点を踏まえ、ナンバープレートの表示事項は、引き続き、現行の4つの事項を基本とした上で、様々な要請への対応の必要性を考慮し、視認性・記憶性に十分に留意しつつも、表示方式の弾力化等を検討すべきである。

③ ナンバープレートの視認性

ナンバープレートが、その外形的な表示から車両の特定の用に供するものである以上、ナンバープレートがその機能を十分に発揮するためには、ナンバープレートが取り付けられていることが確認できることだけでは足りず、個々の表示内容を認識できるための一定の視認性が確保される必要がある。このため、視認性を阻害する外的要因への対策に加え、ナンバープレートの表示のあり方自体が視認性の確保・向上に資する方向を志向すべきである。

このうち、外的要因への対策については、近年、ナンバープレートに装着する樹脂製のカバーが市販されており、これを装着した自動車も少なくないところ、こうしたカバーの装着はナンバープレートの視認性を妨げ、街頭検査時における整備不良車両の特定を困難とする等、ナンバープレートの表示を義務付ける道路運送車両法の規定の趣旨を没却させるものとして、当該カバーを禁止する方向がかねてより打ち出されている。現在、必要な措置を講ずるべく検討が進められているが、可能な限り早期の対応を図るべきである。

さらに、視認性の確保に当たっては、駐車場管理、不正通行車両の監視等において、ナンバープレートの情報を機械的に読み取り活用しているようなケースも広がりを見せていることから、目視による読み取りの容易性のみならず、機器による読み取りの容易性も考慮することが必要である。

その一方で、豊かな「クルマ社会の実現」に資する方向性として、視認性に十分に留意しつつ、ナンバープレートの表示に自由度を持たせることも検討すべきである。

④ ナンバープレートの形状

ナンバープレートの形状については、現時点では世界的な統一基準はなく、それぞれの国・地域の独自の判断に委ねられている。その一方で、国ごとに異なっている自動車の安全・環境に関する基準の国際調和と認証の相互承認の拡大の動きが世界的に進む中で、我が国も積極的な対応を図っているが、後部番号灯のように、基準の国際調和に当たって、ナンバープレートの形状を踏まえることが必要なものもある。

こうした中で、自動車ユーザーからは、「我が国のナンバープレートも海外のような横長にした方がスタイリッシュであり、望ましい」というような声も少なからず出てきているところである。

また、ナンバープレートの形状は、ナンバープレートに何を表示するかに連動するところが大きく、ナンバープレート上の表示事項・判別できる情報量を増加させることとなれば、それに対応してナンバープレートの形状の変更が必要な状況である。すなわち、我が国のナンバープレートについて、今後、仮に盛り込むべき情報

・文字等を追加することとした場合、現在のナンバープレートの形状のままで行うことは視認性の観点等から限界があることから、ナンバープレートの形状を変更して表示スペースを拡大・確保することが必要となると考えられる。

他方、我が国においては、現在の表示内容及び形状を前提として様々な社会システムが構築されており、形状の変更は、社会的な混乱やコストの増大にもなりかねないとの懸念にも留意することが必要であることは言うまでもない。

このため、本懇談会としては、ナンバープレートの形状について、国際的な動向や自動車ユーザーの意向を踏まえつつ、ナンバープレートに盛り込むべき情報等に係る検討状況にあわせて、その変更の必要性・方向性に係る検討を、最終とりまとめに向けて、引き続き行うこととする。

(2) 具体的課題への対応

① 「ご当地ナンバー」拡充要望への対応

- 平成18年から平成20年にかけて全国19地域で導入されたいわゆる「ご当地ナンバー」については、その効果を定量的に判断することには困難な面があるものの、

- 1) 地元住民の一体感等の醸成
- 2) 関係自治体間の連携関係の構築・強化
- 3) 経済的効果・知名度向上等地域にとっての対外的効果

など一定の効果があつたものと評価すべきである。また、東日本大震災発生以降、地域の絆や地域振興の必要性がより一層高まっている状況にあるところ、地域の様々な取組みの後押しとしてナンバープレートも有用なツールとなり得るものであり、「ご当地ナンバー」の拡充を求める地域の声を真摯に受け止め、ご当地ナンバーの拡充自体については、前向きな検討を行うことが適当である。

- 他方、「ご当地ナンバー」の追加に関しては、一旦、現在のプレート様式で地域名を追加することとし、関連するシステムの改修等を行ったとしても、その後、別の地域から新たな「ご当地ナンバー」の追加を求める要望が出てくることも想定され、その都度対応を図っていくとすると、いたずらに社会コストが増大することになるものと懸念される。したがって、地域名表示のあり方を抜本的に見直すなどの効率的な対応策も含めて検討すべきである。

- ・ 従来、「地域名」表示は自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を漢字・ひらがなにて示してきたが、これを数字・アルファベットによる記号で表し、登録番号の構成要素を当該記号に置き換え、その上で、ご当地ナンバーのような地域を分割する表記について、漢字・ひらがなでプレート上に別途表すことが考えられる。具体的には、例えば、現在の漢字・ひらがなの表示に加えて、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を別の形（例：アルファベット2文字の組み合わせによる記号化）で表示して識別する仕組みを導入する（漢字・ひらがなによる地域名表示は登録番号の構成要素から外す）ことが考えられる。
- ・ 当該方法を実施しようとした場合、ナンバープレート上の表示事項が現行のナンバープレートよりも増えることとなり、一定の視認性レベルを確保するには、プレートの形状の見直し等を伴う必要性が生じる可能性もあり、その実現には、相当程度の期間を要することが見込まれる。

- 以上の点を踏まえ、「ご当地ナンバー」拡充要望への具体的な対応方策については、表示のあり方も含め、本懇談会としての最終とりまとめに向けて、引き続き検討していく。

② 「希望ナンバー制」への対応

- いわゆる「希望ナンバー制」は、個人のアイデンティティー表現の一つの手段として非常に有用なものとして、平成11年から一連指定番号を選択制とする形で導入され、今日、広く社会に浸透している。

今後、数年後に一部地域における特定の番号が払底する状況となっていることから、分類番号の多様化等により同一の一連指定番号数を増加させことにより、特定の番号を枯渇させることなく、継続的に希望する一連指定番号の取得機会の維持を図る。

- 具体的には、現在3桁の数字で表されている分類番号について、下2桁の文字にアルファベットを用いることとし、上記の特定の番号の取得機会の維持を図る。なお、アルファベットを用いる場合であっても、「I」や「O」など、数字と判別が困難なものについては、除外すべきである。

- なお、特定の「希望ナンバー」が払底することへの対応方策として、「一度使用した自動車登録番号の再利用」という考え方もあるが、技術的には可能であるものの、登録による公証力の確保や社会的な混乱の防止の観点から、現状においては、自動車登録番号（ナンバー）の再利用については消極的に考える。

③ 視認性の向上と多様なニーズへの対応の両立

- ナンバープレートが、その求められる機能を遺憾なく発揮させる上で、一定の視認性を確保しなければならないことは言うまでもないことであり、そのために、ナンバープレートの表示について、現在、具体的な定めがなく、同一の文字でも地域等によって差異が生じている点などについて、改善を図ることも必要であり、文字体について具体的な基準を設け、統一化を図る。

- ナンバープレートを政策誘導ツールとして活用することも有用であるとともに、地域に対する愛着の醸成や個人のアイデンティティーの表現の手段としての役割に期待が高まっている面もあることから、目視及び機器による視認性を阻害しない範囲において、政策誘導対応目的（例えば、次世代自動車、UD車両の普及等）等のため、一定の基準による図柄の表示等を許容することを検討する。

3. 表示の見直しを行った場合の具体的なイメージ

以上のような視点に立脚し、ナンバープレートの表示の見直しを行った場合の具体的なイメージについて、想定されるものを例示すると、別紙の通りとなる。

4. 見直しに際しての留意事項

(1) 国民・関係機関の意見聴取

ナンバープレートの見直しに当たっては、既に様々な場面でナンバープレート情報を活用した社会活動が行われていることを踏まえると、見直した場合の影響は広範囲に及ぶこととなることから、今後、広く国民・関係機関の意見を聴く機会を設け、その結果も斟酌した上で、見直しの方向性の成案を得ることとする。

(2) 技術的な検証

見直しの方向性の成案を得た上で、より専門的に視認性・耐久性・安全性等の見地からの技術的な検証を加え、見直し案の具体化を図る。

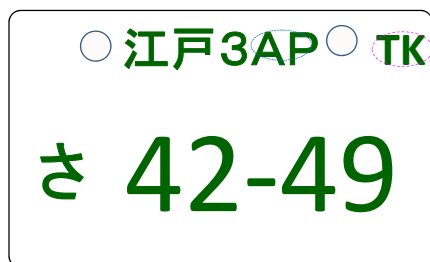
(3) 周知及び準備期間

見直しのスケジュールを設定するに当たっては、様々なシステムの改修等に相当程度の期間を要すると見込まれることから、見直し案については、広く様々な媒体を通じて周知を行った上で、各分野でのシステム改修等の準備に要すると見込まれる期間も考慮し、新たな制度の開始時期を設定すべきである。

5. 終わりに

以上は、本懇談会における現段階での中間論点整理であり、本懇談会として引き続き議論を深めていく。

ナンバープレートのイメージ



「分類番号」の下2桁の文字に、アラビア数字とともに、アルファベットも使用。(○部分)

現行の登録番号の構成要素である「品川」を「TK」(アルファベット)に置き換える。(○部分)
プレートの上に表示可能な漢字・ひらがなによる地名の範囲を拡大する。「江戸」は「車両登録番号」の構成要素としない。

さらに、

視認性を阻害しない範囲において、地域に対する愛着の醸成等のため、一定の基準の下で、図柄の表示等を許容することが考えられる。

自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表す平仮名に代えて、アルファベットを用いることが考えられる。

横長の場合には、プレートの最後の4桁以下の番号(アラビア数字)について、視認性・記憶性の観点から、文字を大きくすることが考えられる。

ナンバープレートのあり方に関する懇談会 委員名簿

(座長)

杉山 武彦 財団法人 運輸政策研究機構 運輸政策研究所 所長

(委員)

大村 慎一 静岡県 副知事 (第2回まで)

岡橋 葉子 岡橋マーケティング研究所・岡橋流通経営研究所 所長

川原 英司 A. T. カーニー株式会社 パートナー

久米 正一 一般社団法人 日本自動車連盟 専務理事

坂本 裕寿 読売新聞東京本社 論説委員

島崎 有平 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 常務理事

永井 徹 一般社団法人 日本自動車リース協会連合会 事務局長

味水 佑毅 高崎経済大学 地域政策学部 観光政策学科 准教授

武藤 孝弘 社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 専務理事

渡辺 憲三 一般社団法人 日本自動車工業会
流通委員会 流通企画部会 新車分科会 分科会長

(オブザーバー)

社団法人 全国自動車標板協議会

警察庁

(順不同、敬称略)